

## 財団法人にいがた産業創造機構 地域中核企業見本市等出展支援事業費助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）は、新潟県内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）で、地域におけるサプライチェーンの中核として、県内に協力企業を多く有する製造業（以下「地域中核企業」という。）及び地域中核企業を含むグループ（以下「助成対象事業者」という。）の販路開拓を支援することにより、地域中小企業の受注拡大を図ることを目的として、助成対象事業者が実施する地域中核企業見本市等出展支援事業（以下「事業」という。）に関し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成対象事業)

第2条 この助成金の交付対象事業は、助成対象事業者が、販路開拓のため国内外において開催される見本市等への出展とする。ただし、新潟県又は新潟県が設立の主体となっている公益法人等が補助するもの及び機構が出展等のとりまとめを行うものは、この助成金の対象としない。

### (助成対象経費)

第3条 この助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、助成対象事業の実施日が属する年度の3月1日以降に支出する経費は対象としない。

項 目	内 容
会場借上費	会場賃借料、ブース賃借料、見本市等参加負担金等
展示装飾・設営費	展示装飾、ブース設営等に要する委託料等
広告宣伝費	商品パンフ・ポスター等印刷製本費等
通信運搬費	顧客DM送料、電話料等
展示品等輸送費※	見本市等会場と自社間の展示品、イベント用什器輸送費等
旅費	アテンド職員旅費（地域中核企業のみの出展の場合は2名を、グループによる出展の場合は1社当たり1名を上限とする。）
謝金	通訳、貿易アドバイザー等謝金
雑費	消耗品費等
委託費	その他経費（委託費を除いた経費総額の2分の1を上限とする。）

※ 海外の見本市等に出展する場合において、展示品を輸出扱いで輸送する場合は助成対象としない。

### (助成金の限度額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内とし、1回の見本市等の出展に対する助成限度額は3,000千円とする。

### (交付の条件)

第5条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 助成事業の内容の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、機構の承認を受けること。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、機構の承認を受けること。

- (3) 事業の収入・支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (4) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (5) 機構が別に定める項目について、事業実績を機構ホームページ上で公表することに同意すること。

#### **(交付申請)**

第6条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象事業者は、別記第1号様式の申請書を、機構が別に定める日までに提出しなければならない。

#### **(軽微な変更の範囲)**

第7条 第5条第1号に規定する軽微な変更は、助成事業に要する全経費及び助成対象経費の2割を超えない変更で、助成金額の変更を伴わないものとする。

#### **(変更、中止又は廃止の承認申請)**

第8条 助成対象事業者は、第5条第1号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第2号様式による事業変更承認申請書を機構に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、第5条第2号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を機構に提出しなければならない。

#### **(実績報告)**

第9条 助成対象事業者は、事業が完了した場合、別記第4号様式による実績報告書を事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

ただし、機構が、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

#### **(助成金の請求)**

第10条 助成対象事業者は、助成金の額が確定された後、別記第5号様式により、機構に対し助成金を請求するものとする。

#### **附 則**

この要綱は、平成21年1月1日から適用する。

#### **附 則**

この要綱は、平成21年4月17日から適用する。

#### **附 則**

この要綱は、平成22年1月1日から適用する。